

事故発生時の報告を行う範囲について（主なもの）

サービスの提供時とは	○ 送迎・通院等の間の事故も含む。 また、施設敷地内・居室内での事故も含む。 ○ 利用者の単独時及び職員が目視可能時なども含む。
死亡について	○ 事故死ほか、自殺も含む。 ○ 老衰による自然死、病死は含まないが、死因等に疑義が生ずる場合等には報告が必要。
医療機関への受診等について	【変更前】 ○ 発生の原因に関わらず、医療機関を受診し、治療又は入院したものを原則とするが、受診の結果、異常がなかった場合についても含む。 【変更後】 ○ 発生の原因に関わらず、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け、投薬や処置等何らかの治療が必要となった事故。 ※入院も治療に含む。
誤薬	○ 違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれ等。 ※誤薬については、医師の指示を受けるとともに、入居者の体調に異変がなくとも報告すること（重大な健康被害を及ぼす可能性があるため）。 ※点滴等の誤投薬についても、誤薬と同様の対応とする。
無断外出 行方不明	○ 利用者の所在が不明となった場合。 （施設内・併設施設内で捜索開始後すぐに見つかった場合は含まない。）
職員（従業者）の 法令違反・不祥事 等の発生	○ 利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故、個人情報の紛失や漏洩、利用者等への虐待行為など利用者等の処遇に影響がある場合。
その他	○ 利用者を起因とするトラブルであって、他の利用者等、職員並びに近隣住民に損害を与えた場合。 ○ 利用者による施設設備の損壊などにより利用者等に対する処遇に支障をきたす場合。 ○ その他、報告が必要と認められる場合。

※ 感染症及び食中毒の発生については、「社会福祉施設等における感染症等発生時の報告について」に掲載されている報告基準に基づき、別途報告を行うこと。

【掲載場所】高松市公式ホームページ「もっと高松」トップページ➡くらしの情報➡くらし・手続き➡年金・保険➡介護保険➡介護サービス事業者の皆様へ➡社会福祉施設等における感染症等発生時の報告について

上記以外について、報告対象の範囲に該当するか不明な場合は、介護保険課へお問い合わせください。